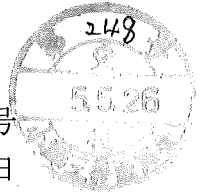


5 保 予 第 7 2 0 号
令和 5 年 5 月 2 2 日



(一社) 小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部保健所保健予防課)

令和 5 年度久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修の
共同開催について (依頼)

若葉の候、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より精神保健福祉行政の推進につきまして、格別の御配慮を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、本市ではかかりつけ医等と精神科医のより一層の連携及び地域ネット
ワークの構築を目指して標記研修会を開催しております。

今年度におきましても、研修会を継続して実施したいと考えております。

つきましては、今年度の取り組みの主旨を御理解いただき、主催名義の使用
について御許可くださいますようお願いいたします。

御多用中、誠に恐れ入りますが令和 5 年 6 月 9 日 (金) までに御回答くださ
いますようお願いいたします。

記

1 送付内容

- ・ 主催名義使用について (回答書)
- ・ 久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修実施要綱
- ・ 久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修実施概要

連絡先 久留米市保健所保健予防課
精神保健チーム 石井、池田
〒830-0022 久留米市城南町 15-5
T E L 0942-30-9728
F A X 0942-30-9833

令和5年 月 日

久留米市長 原口 新五 あて

(一社) 小郡三井医師会 会長 島田 昇二郎

令和5年度久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修における
主催名義の使用について (回答)

5保予第720号(令和5年5月22日)で依頼がありました標記のことについて、主催名義を承認します。

記

事業名称 令和5年度久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修

主催団体 (一社) 小郡三井医師会

代表者 会長 島田 昇二郎

久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修実施要綱

(目的)

第1条 内科等のかかりつけ医と精神科等の専門医が連携し、うつ病等の早期発見・早期治療のみならず、医療連携体制の整備及び地域支援ネットワークの構築を推進することを目的として、かかりつけ医・精神科医連携研修（以下「研修」という。）を実施する。

(対象者)

第2条 研修の対象者は、原則として次条に定める団体に所属する医師とする。

(実施主体)

第3条 研修は、次に掲げる団体による共同主催により実施する。

- (1) 一般社団法人久留米医師会
- (2) 一般社団法人浮羽医師会
- (3) 一般社団法人小郡三井医師会
- (4) 一般社団法人大川三潞医師会
- (5) 久留米市
- (6) その他、市長が必要と認める団体

(研修内容)

第4条 この研修は、次に掲げる内容を実施する。

- (1) 研修の内容は、うつ病等の基礎知識、連携及び実践についての講義とする。
- (2) 研修の講師は、医師会又は大学等に所属する者であり、うつ病等に関して優れた知識と経験を有する者とする。

(検討会)

第5条 研修を開催するにあたり、第4条の企画立案等を行うため、かかりつけ医・精神科医連携研修検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 研修の内容に関すること。
- (2) 研修の講師に関すること。
- (3) その他、かかりつけ医・精神科医連携研修に関して必要と認める事項。

3 検討会は、かかりつけ医・精神科医連携研修検討会委員（以下「委員」という。）及びかかりつけ医・精神科医連携研修検討会アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）、その他市長が必要と認める者で構成する。

4 委員は、第3条の(1)～(4)に掲げる団体から推薦された者をあてる。

5 アドバイザーは、次に掲げる団体から推薦された者をあてる。

- (1) 一般社団法人福岡県精神科病院協会
- (2) 久留米大学病院

6 委員の任期は1年間とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。また、委員は再任することができる。

(事務)

第6条 研修及び検討会に係る事務は、久留米市健康福祉部保健所保健予防課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研修の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度久留米市かかりつけ医・精神科医連携研修事業概要

1 背景

全国の自殺者数は、平成10年にバブル崩壊等の影響で急増して以降は減少傾向にあったが、令和2年に11年ぶりに増加し、令和3年は減少したものの減少幅は少ない状況である。

本市の自殺者数も近年50人前後で推移していたが、令和2年は70人と大きく増加し、その後減少しているものの、令和4年は50人もの方が自殺で尊い命を亡くされている。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した不安定な社会情勢、経済状況の悪化などが長期化したことにより、今後も自殺者数の増加が懸念されるため、より一層の対策を進めていく必要がある。

自殺はうつ病等との関連も深く、精神症状以外に身体症状に現れ、内科等のかかりつけ医を初めに受診している割合が高い。そのため、うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療のため、かかりつけ医と精神科医の一層の連携強化と継続した取組みが必要である。

かかりつけ医・精神科医連携事業については、平成22年度から取り組み、連携システムの定着及びかかりつけ医と精神科医の顔の見える関係作りを進めてきており、現在では毎月100件前後の連携件数が報告されている。

2 目的

内科等のかかりつけ医や産業医と精神科等の専門医が連携を強化することにより、うつ病等の早期発見・早期治療のみならず、医療連携体制の整備及び地域支援ネットワークの構築を図ることを目的として「かかりつけ医・精神科医連携研修」を実施する。

3 実施内容

内容はメンタルヘルスに関するもの（依存症、アルコール関連問題を含む）とする。内容や実施方法の詳細については、「かかりつけ医・精神科医連携研修検討会」で決定する。

4 スケジュール

- | | |
|---------|---------------|
| ・検討会の実施 | 7月上旬以降、開催案内予定 |
| ・研修会の実施 | 10～11月頃を予定 |